

# 石川県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 30 号)

## 目 次

### 条 例

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 1

## 条 例

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第二十九号

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例（昭和四十四年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

